

食品等流通合理化対策債務保証事業実施要領

制 改 正	定	平成 4 年 3 月 1 7 日	4 食流第 8 4 7 号
		農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知	
	改 正	平成 1 1 年 3 月 1 7 日	1 1 食流第 5 8 8 号
		平成 1 7 年 1 0 月 1 日	1 7 総合第 1 0 1 0 号
		平成 1 8 年 8 月 2 2 日	1 8 総合第 7 8 5 号
		平成 1 9 年 3 月 2 7 日	1 8 総合第 1 8 1 6 号
		平成 1 9 年 6 月 2 9 日	1 9 総合第 5 3 9 号
		平成 2 0 年 8 月 2 2 日	2 0 総合第 7 0 8 号
		平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日	2 1 総合第 1 3 3 4 号
		平成 2 3 年 3 月 3 1 日	2 2 総合第 1 7 7 3 号
		平成 2 3 年 8 月 3 1 日	2 3 総合第 1 1 0 5 号
		平成 2 5 年 6 月 7 日	2 5 食産第 9 8 5 号
		平成 2 6 年 7 月 3 日	2 6 食産第 1 3 1 5 号
		平成 2 7 年 8 月 1 0 日	2 7 食産第 1 8 3 6 号
		平成 2 8 年 7 月 1 日	2 8 食産第 1 3 5 7 号
		平成 2 9 年 8 月 1 日	2 9 食産第 2 0 1 1 号
		平成 3 0 年 7 月 9 日	3 0 食産第 1 4 8 7 号
		平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日	3 0 食産第 2 5 9 8 号
		令和 元年 7 月 1 6 日	元食産第 7 9 8 号
		令和 2 年 1 0 月 1 日	2 食産第 3 2 7 6 号

第 1 目 的

この事業は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 号、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。第 2 において「中心市街地活性化法」という。）第 54 条第 1 号、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 26 条第 1 項第 1 号、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。第 2 において「流通業務総合効率化促進法」という。）第 20 条第 1 項第 1 号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。第 2 において「地域経済牽引事業促進法」という。）第 21 条第 1 項第 1 号、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。第 2 において「農商工等連携促進法」という。）第 10 条第 1 項第 1 号、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号。第 2 において「米粉・エサ米法」という。）第 11 条第 1 項第 1 号及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。第 2 において「六次産業化法」という。）第 15 条第 1 項第 1 号に基づく債務保証事業を推進することにより、食品等の流通の合理化を図り、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

第2 事業の内容

本事業は、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「機構」という。）が債務保証基金（以下「基金」という。）を造成し、法第5条第2項に規定する認定計画に係る法第4条第2項第1号に規定する食品等流通合理化事業、中心市街地活性化法第49条第2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る同法第7条第11項第2号に規定する中心市街地食品流通円滑化事業、中小企業等経営強化法第26条第1項第1号に規定する食品製造業者等が実施する同法第22条第1項に規定する承認経営革新事業若しくは同条第4項に規定する認定経営力向上事業、流通業務総合効率化促進法第2条第17号に規定する食品生産業者等が実施する同法第18条第1項に規定する認定総合効率化事業、地域経済牽引事業促進法第21条第1項第1号に規定する食品製造業者等が実施する同法第18条に規定する承認地域経済牽引事業、農商工等連携促進法第10条第1項第1号に規定する食品製造業者等が実施する同法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業、米粉・エサ米法第11条第1項第1号に規定する食品製造業者等が実施する同法第8条第1項に規定する認定生産製造連携事業又は六次産業化法第15条第1項第1号に規定する認定農林漁業者等若しくは認定研究開発・成果利用事業者（食品の生産、製造、加工若しくは販売の事業を行う者に限る。）が実施する同法に規定する認定総合化事業若しくは認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の借入に係る債務を保証する事業とする。

第3 区分経理等

- 1 機構は、本事業に係る経理について特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。
- 2 基金は、債務保証を弁済するとき以外は取り崩してはならない。
- 3 基金は、次に掲げる方法により管理する。
 - (1) 確実な金融機関への預金
 - (2) 国債証券、地方債証券等確実な有価証券の保有
 - (3) (2)により取得した有価証券の信託を営む銀行又は信託銀行への信託
 - (4) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託

第4 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において機構に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 国は、事業が完了したとき、基金残額が生じた場合は、これを返還させるものとする。

国は、第5の4規定により機構が国庫補助金を国に返還すべき事由が生じた場合又は第6の報告を受けて「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）3の（4）アを準用し使用見込みの低い基金であると判断した場合には、基金のうち国庫補助金相当額（当該基金の運用から生じた果実を含む。）を上限として国に返還するよう命ずることができるものとする。

第5 事業の見直しの実施等

機構は、基金等に関する基準に適合するよう、次に掲げる事項を遵守するものとし、食料産業局長（以下「局長」という。）は、基金等に関する基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

1 事業の見直しの実施

機構は、本事業について、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行い、実施した見直しの概要及び次回の見直しの時期について、局長に報告し、公表する。

2 事業の目標達成度の評価

機構は、定期的な見直しを行う際に、本事業の目標の達成度を評価し、公表する。

なお、本事業の目標は、「本事業の対象となった食品等流通合理化計画等（第2の食品等流通合理化事業、中心市街地食品流通円滑化事業、承認経営革新事業若しくは認定経営力向上事業、認定総合効率化事業、承認地域経済牽引事業、認定農商工等連携事業、認定生産製造連携事業又は認定総合化事業若しくは認定研究開発・成果利用事業に関する計画をいう。）における効果発現の割合をおおむね8割以上とする。」ものとし、機構は、毎年度、平成19年度以降に本事業の対象となった食品等流通合理化計画等における効果発現の有無を確認する。

3 基金の保有割合の公表等

(1) 機構は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合（本事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出し、当該保有割合を局長に報告し、公表する。

また、機構は、当該保有割合の公表にあわせて、当該算出に用いた算出方法（算式）及び数値を局長に報告し、公表する。

(2) 機構は、基金の運用について、本事業の遂行に支障のない範囲内で、元本が回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法（第3の3の各号に掲げる方法に限る。）で行う。

4 使用見込みが低い場合等の取扱い

(1) 機構は、定期的な見直しの際に、基金が基金等に関する基準3（4）アの基準に該当する場合は、基金の財源となっている国庫補助金の国への返還等、その取扱いを検討する（ただし、当該基準①に該当する場合は、本事業の新規申込の受付を終了した時点で、直ちに国庫補助金の国への返還等の検討に着手する。）。

また、機構は、当該検討結果を局長に報告し、公表する。

(2) 機構は、定期的な見直しの際に、基金が基金等に関する基準3（4）アの基準に該当するが、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要がある場合は、局長と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表する。

(3) 機構が国庫補助金を国へ返還する場合、国へ返還する額は、基金のうち国庫補助金相当額を上限とする。

(4) 本事業の新規申込の受付を終了した場合、新規申込の受付を終了した年度以降、毎年度、機構は、支払財源等として必要のない国庫補助金について、国へ返還する等その取扱いを検討の上、局長に報告し、公表する。

第6 その他

局長は、機構に対し、本事業の実施運営に関し必要な報告を求め、又は指導を行うものとする。

附則

この要領は、平成4年3月17日から施行する。

附則

この要領は、平成11年3月17日から施行する。

附則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年8月22日から施行する。

附則

この要領は、平成19年3月27日から施行する。

附則

この要領は、平成19年6月29日から施行する。

附則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附則

この要領は、平成21年11月24日から施行する。

附則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。

附則

この要領は、平成23年8月31日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月7日から施行する。

附則

この要領は、平成26年7月3日から施行する。

附則

この要領は、平成27年8月10日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第1の改正規定（「第15条第1項第1号」を「第20条第1項第1号」に改める部分に限る。）及び第2の改正規定（「第2条第12号」を「第2条第17号」に改める部分及び「第13条第1項」を「第18条第1項」に改める部分に限る。）は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）の施行の日から施行する。

附則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年7月9日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月22日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。